

第 15 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

## 第 15 回

### 食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和 5 年 5 月 19 日（金） 13：31～15：42

会場：農林水産省 7 階講堂

### 議 事 次 第

1. 開会

2. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について

- ・ 中間取りまとめ（案）
- ・ 基本法検証部会の今後の進め方（案）

3. 閉会

#### 【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

資料 1 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会委員名簿

資料 2 中間取りまとめ（案）概要

資料 3 中間取りまとめ（案）

資料 4 基本法検証部会の今後の進め方（案）

参考資料 食料・農業・農村基本法

午後 1 時 3 1 分 開会

○政策課長 定刻となりましたので、ただいまから第15回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は御多用中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、磯崎委員、上岡委員、堀切委員が所用により御欠席となっております。

現時点で委員の出席者は17名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数、3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

本日の審議会は公開とし、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の御確認をいただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、野村農林水産大臣から御挨拶をお願いいたします。

○農林水産大臣 皆様、こんにちは。早いもので、今年の10月からスタートしたんですが、もう今日で15回目になりました。大体平均すると、毎月2回開いていることになるんですが、その間に本当に委員の皆さん方にはすばらしい御意見、また御指導を賜りましたこと、心から御礼を申し上げる次第でございます。

今日は、まとめに入る前提としての整理をさせていただきながら、そして、皆さん方の御意見をまた賜りながら、まとめに少しずつ入らせていただきたいと思います。私どもは、総理とお約束しておりますのは、6月の半ばぐらいには大まかな方向づけと、こう言うておりましたので、是非、それに間に合うようにやりたいと思っておりますので、どうか本日も委員の皆さん方の忌憚のない御意見を賜りますように心からお願いを申し上げます。本日は、皆様、誠に御苦労さまでございます。ありがとうございます。

○政策課長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行は中嶋部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

今、大臣から御紹介ありましたとおり、本日は中間取りまとめ案についての議論をさせていただきたいと思っております。今までは、いろいろな御意見を幅広く頂き、それをまず受け止めて、案を作っていくための素材とするという考え方でございましたが、いよいよここでまとめていきたいと存じますので、皆様からの忌憚のない御意見をいただき、かつ、そ

れをまとめていくという形で議論を深めていきたいと思っております。

今回の議論の仕方でございますが、この後の中間取りまとめ案、大きく4つのパートから成ると理解しております。初めの部分に基本理念のお話があるんですが、その後、食料、農業、農村と環境、最後に基本計画や不測時の食料安全保障、その他の分野、というような4つと認識しております。

まず食料の部分で議論をさせていただきたいと思えます。その前段の食料に関わる基本理念の部分、それから施策の部分、これをまとめて御意見を頂き、文章の確認をさせていただきたいと思えます。事務局の方が大変御苦勞をされて、今までの委員の皆様方の御発言を積み重ねて、このような案になっていると私は承知しております。その後、農業、それから農村と環境。繰り返しになりますが、最後は基本計画、不測時の食料安全保障、その他の分野という4つのパートです。

時間はこれまでと同じように2時間と限られております。時間の都合上、4つのテーマ全てに全員の方にそれぞれお話しいただくというのは叶わないと思っておりますので、少なくともどこかのテーマで1回、もしよろしければ複数のテーマで御発言いただきたいと思います。

それから、どうしても、これは食料と農業両方に関わるとか、農業と農村に関わるとか、そういう話題もあるかと存じますので、その場合は、もちろんそのように御発言いただいても結構ですが、明示していただければ、議論がスムーズに進むのではないかなと思っております。このような考えで、この後の事務局からの御説明をお聞きいただき、御準備を賜ればと思うところです。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○総括審議官 総括審議官でございます。

お手元の中の資料2、A3の紙の概要2枚紙と、あと資料3として、中間取りまとめ案がタブレットの中に入っていると思えます。

まず、資料3につきまして、これは、これまでの基本理念と基本的施策についてのものを、基本的にはこれをくっつけたものに対して、委員の意見とかを基に修正をしたものがございますので、資料3について、これまでの議論を踏まえて新たに付け加えたもの、また修正を加えたものについての主なものについて御紹介をまずしたい。その上で、資料2について、中間取りまとめの全体像を簡潔に御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、資料3を御覧ください。

資料3で、まず5ページを御覧いただきたいんですけども、報告書という形にするために、「はじめに」という形で、現行基本法からの情勢の変化というのを簡潔に説明した上で、基本法の見直しに至る経緯等を紹介をさせていただいております。

次に、6ページ、7ページを御覧いただきたいんですけども、これは現行基本法ができた背景ということで、最初の基本理念の回に、そういった部分があった方が分かりやすいという委員の御指摘もいただいたものでございますので、導入として、現行食料・農業・農村基本法制定の背景という部分を追加しております。

その中で、(1)で、旧基本法の掲げる政策目標と当時の実勢で大きなかい離が生じてきたこと。

次に(2)で、当時、WTO設立に至るような貿易自由化の流れの中で、価格支持などの国内措置の見直しであるとか、そういった自由化の中で、輸入農産物との競争に耐え得る農業経営の育成というのが求められるようになったこと。

あと、(3)として、農業・農村に関する国民の認識というのが変わってきて、ゆとり、やすらぎを求めらる中で捉え方も変わってきたという中で、国民視点に立って農業・農村の重要性・必要性を訴えるという観点から、現行基本法が制定されたという部分を追加させていただいております。

その後、次のページ以降は基本理念の説明に入りますけれども、変わったところとして、16ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、20年の情勢の変化という中の、農業・食品産業における国際的な持続可能性の議論が出てきたということで紹介させていただいているんですけども、委員の御指摘も頂きまして、TCFDのような情報開示、また、そういった企業の情報開示がESG投資等の企業行動を変えるようになってきたというような部分について、追加をさせていただいております。

それ以降、細かいところは右の吹き出しとして、委員の発言と、それに応じた修正というのを付け加えさせていただいておりますので、その部分については見ていただければと思います。

次に、19ページ、一番最後の(2)のところなんですけれども、これは、事務局が後の基本的施策の部分との調整を図るために、持続可能な農業・食品産業への転換というところ、前段として「食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から」といった、これまでとの変更といった観点をより明確に記載をさせていただいております。

次に、28ページでございます。

これは、食品産業の発展ということだけではなくて、バリューチェーンの構築を意識する必要があるのではないかという御議論もいただきましたので、こういったバリューチェーンによる価値観の多様化であるとか、またバリューチェーンの中で食品産業と農業、また農業・食品産業と観光産業といったところとの連携を進めるというところで、新しい価値や市場の創造を行っていくということを追加しております。

また、その中で、新しい取組として、持続可能な食料供給の実現に資するバイオテクノロジーやデジタル技術みたいなことはこの中に移させていただいております。

次に、37ページを御覧いただきたいんですけども、多様な農業人材の位置付けということで、これは農村のところで記述していたものでございますけれども、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が重要であるとともに、そうではない副業的経営体とか自給的農家についても一定の役割を果たすことを踏まえて、こういった地域の話合いを踏まえて、こういった人たちが農地の保全・管理を継続することが、農地の保全を通じて、地域において持続的な農業生産につながるということを追記させていただいております。

ちなみに、これは農村のところにも同様な文面を書いておりますが、農業としての農地というのは基本的な資産ということで、農業のところにも記述すべきという御意見があったことを踏まえて、こういう修正をさせていただいているところでございます。

次に、40ページを御覧いただきたいんですけども、生産資材につきまして、基本的には使用削減と、未利用資源の有効活用とを書いていたんですけども、それに加えて、肥料について、価格が高騰し、価格転嫁が間に合わない場合の影響緩和のための対策を明確化して対応していくというの、意見を踏まえて追加をさせていただいております。

次に、51ページでございます。

持続可能な農業の主流化という中で、最後の2行として、持続可能な農業への転換を推進し、継続性を高める観点から、こういった環境保全の取組に対する民間投資の促進を図る、これらの取組が収益化されるような仕組み・環境整備を構築するといった発言を追加させていただいております。

最後に66ページ以降でございますけれども、過去の基本法の検討のときも参考にいたしまして、基本法の基本理念、基本的施策の見直しの方向に加えまして、今後の施策の立案・実施に当たっての運用・執行の考え方を記載させていただいております。

その中で、1として、施策の効率化・安定的な運営。2として、地域等の自主性・裁量性の高い施策、挑戦的な取組を促していく施策。3として、食料・農業・農村分野における農業者・農業団体等と民間企業やNPO等との連携の促進等。4として、SDGsに貢献する持続可能性に配慮した施策の展開。5として、食料・農業・農村に関する国民的合意形成のための施策ということで、新しい第5部というものを追加をさせていただきました。

以上を踏まえまして、資料2に戻っていただきたいんですけども、全体的な構成を、再度、確認させていただきたいと思います。

まず、資料2の1枚目ですけども、審議会の中で過去20年の情勢の変化、今後20年を見据えた予想される課題を議論していったわけですけども、まず、左側の水色の囲みでございますけれども、基本法制定後20年の情勢の変化として、国際的な食料需要の増加や異常気象等による食料生産の不安定化、価格の高騰など、輸入リスクが生じていること。

次に、FAOによる食料安全保障の定義やSDGs等を踏まえた、食料・農業をめぐる国際的な議論というのが大きく進展したこと。

3つ目として、我が国の、特に輸入国としての経済的地位の低下。また、その中で、国内において経済的理由による食品アクセスの問題や、デフレ経済が続く中での価格形成機能の問題が生じていること。

次に、人口減少に伴って、国内市場が縮小している。食料を届ける力の減退による買物困難者の増加等が生じている。その一方、一番下にあるように、国際的な食市場の拡大によって、我が国の輸出は増大していること。

次に、農業者の減少と生産性を高める技術革新として、基幹的農業従事者が半減し、更に減っていく。他方で、生産性向上につながるスマート農業の実用化が進んでいること。

最後に、農村人口の減少や集落の縮小による、農業を支える力の減退などを整理しております。

次に、右上の方でございますけれども、今後20年に予想される課題として、まず、平時における食料安全保障の問題として、輸入リスクの増大や質・量的に十分な食料を確保できない国民が増加するおそれがあること。

次に、縮小する国内市場に向けた投資が一層減少していくおそれがあること。

次に、持続性に関する国際ルールがより強化され、環境や人権に配慮しない食品が市場から排除されるようになること。

次に、農業従事者の急速な減少で、より少ない経営体で食料生産を担っていくことが必要になるとともに、そこに必要な雇用労働力は全産業で取り合いになること。

最後に、農村人口の減少による集落機能の低下により、これまでのように共同活動による末端インフラ管理が困難となっていくことなどを整理しております。

以上を踏まえた形で、基本理念や主要施策の見直しの方向性を整理をさせていただいております。

まず、基本理念でございます。

1点目は、国民一人一人の食料安全保障の確立でございます。

食料安全保障を、不測時の食料安全保障に限らず、国民の視点に立った定義に見直し、平時から食料安全保障の達成を図ることとし、具体的には食品アクセスの改善、食料の安定供給のため、国内生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用なども一層重視していくこと。また、農業・食品産業について、海外市場も視野に入れた産業に転換していくということで、食料供給機能の維持強化を図っていくこと。また、適正な価格形成に向けた食料システムを構築すること。

2点目といたしましては、環境や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業に転換していくこと。

3点目といたしましては、食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保として、離農する経営の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、こういった農業経営の経営基盤の強化を図ることや、生産性の向上を実現していくこと。

4点目として、農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保といった方向性が示されております。

次に、2枚目を御覧ください。

簡潔に説明をさせていただきますけれども、基本理念ごとの基本的施策の見直しでございます。まず、食料に関してでございます。

食料安全保障の定義を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築する必要があるという考えの下で、食品アクセスの改善に向け、幹線物流の効率化やラストワンマイル物流による、届ける力を強化していくこと。

適正な価格形成の仕組みを作ること。

食品産業については、国産原料の利用促進等による持続性の配慮や新しい事業の開拓を

図っていくこと。

また、このほかに、食料消費施策・食品安全施策、輸出促進のための施策、輸入の安定化のための施策、総合的な備蓄の施策、食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進といった方向性が示されております。

次に、右上の農業に関してございます。まず、今日的な観点での効率的かつ安定的な農業経営の位置付けでございますけれども、離農する経営の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保して、農業従事者が減少する中で食料を安定的に供給することが必要である。

このために、第三者も含めた円滑な継承による個人経営の経営発展の支援。

法人の経営基盤を強化し、持続的に食料を供給する。

また、多様な農業人材の位置付けとして、副業的経営体や自給的農家も含めて、地域の話合いを基に、農地の保全・管理の継続を通じて持続的な農業を維持すること。

また、農地の集積・集約化。

需要に応じた生産。

農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化。

また、人材の育成・確保につきましては、雇用労働力の確保、スマート農業や環境負荷低減に対応するための教育の充実。

生産性向上として、スマート農業技術や品種の開発・普及。また、それを含む農業支援サービス事業体の育成・活用。

このほかに、農福連携、女性や高齢者の活動促進、知的財産の保護・活用、経営安定対策の充実、災害や気候変動への対応強化、肥料等の生産資材の国産化の推進等、動植物防疫対策の強化が必要ということを整理をしております。

左下の農村に関してでございます。

農村人口が減少する中で、集落による農業を下支えする機能を維持するということが必要とし、末端の農業インフラの保全管理において、共同活動への非農業者の参画促進、また、作業・管理の省力化・効率化。

次に、農村におけるビジネスの創出として、農山漁村発イノベーションの推進、移住・定住の促進、情報基盤の整備。

都市・農村交流、農的関係人口の増加。

また、農村の機能を確保するための集落内外の非農業者やNPO法人等の多様な人材の活

用。

中山間地域については、中山間地域等直接支払の引き続きの推進と鳥獣被害の防止が記載されております。

次に、環境に関してでございます。

環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、生態系サービスを最大限に活用すること、また、みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和の取れた食料システムの確立を進めることの2点が見直しの大きな方向として打ち出され、持続可能な農業の主流化に向けた有機農業の拡大等。

食料供給以外での持続可能性として、農地の林地化、国産バイオマス原料に関する取組の推進。

持続可能な食品産業に向けて、食品ロスの削減やそのための商慣習の見直し等。

消費者の環境や持続可能性への理解醸成に向けて、生産者の努力や工夫の見える化等を進めていくということが示されております。

最後に、右下2つでございますけれども、基本計画につきましては、平時からの食料安全保障を実現する観点から、現状の把握、課題の明確化、具体的施策、KPIの設定を行うという方向性で見直していきます。

自給率につきましては、国内生産と消費に関する目標の一つとした上で、それに加え、新しい基本計画で整理される課題に適した目標等の設定を検討していくことが必要とされております。

最後に、不測時の食料安全保障についてでございますけれども、不測時に関係省庁が連携して対応できるよう、政府全体の意思決定を行う体制の在り方を検討すること。

また、不測時の食料の確保・配分に必要な、制約を伴う措置やそれに関連する財政的な措置等の必要性について検討する必要があるというふうに整理をしております。

以上、これまでの基本法検証部会における中間取りまとめの概要を説明をさせていただきました。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様で議論を行っていきたく思います。

なお、本日御欠席の磯崎委員、堀切委員からは、事前に御意見に係る資料を頂いており

ますので配布させていただいております。

本日は、冒頭に申し上げたように、4つのパートに分けて議論を進めたいと思います。

今、御説明いただいた内容、中間取りまとめ案につきましては、これまでの部会で御提示いただいた様々な資料をベースに、その時々の議論を取り込み、また、大事なポイントを吹き出しでも示していただきながら、取りまとめ案を示していただいたと思っております。このような案の取り込み、修正の反映が不十分な箇所、それから修正された部分について、更に修正が必要なところ、こういったところを中心に御意見をいただければと思っております。

まずは、食料分野の基本理念と、それから施策について議論をお願いしたいと思います。

今までどおり、特段の順番は指定しませんので、御希望の方から挙手いただいて、御発言いただきたいと思っております。お時間が非常に限られておりますので、誠に恐縮ですが、発言する場合は、お一人2分程度でおまとめ、発言いただきたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

今オンラインで清原委員と二村委員が手を挙げていただいているので、まず、このお二人から御発言いただきたいと思っております。清原委員、よろしく願いいたします。

○清原委員 清原です。画面共有をお願いできますでしょうか。私の方から、まず全体に関わることで1つと、それから食料に関するところで2点ほどコメントさせていただきます。

今回、取りまとめありがとうございました。

まず、全体に関わることで1つ、用語のことですが「食料システム」という言葉についてです。たくさん箇所で使われているのですが、今回、前回まで「フードシステム」と表現されていたところが「食料システム」というふうに切り替わっているところが多数ありました。ここに書いておりますように、食料システムはフードシステムを正確には表していないのではないかというふうに思っております。

ここに今、上に書いているのが、みどりの食料システム法の中で食料システムとはどういう定義がされているかというものですけれども、この定義では「生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより」ということで、実は産業としてのつながりが読み取りにくい表現になっているんじゃないかなと思います。

青字のところを見ていただきたいんですが、この部会の中で我々が議論してきたのは、農業から始まる産業と産業、あるいは消費者までの連鎖とか、その間にある市場、それか

ら、それを取り巻く法律や制度、そういったものを議論してきたと思います。こういったことを正確に表すのは、やはりフードシステムという言葉ではないかと思います。

この言葉は、日本農業経済学会が出している農業経済学辞典の中で、中嶋部会長が担当されて書かれているフードシステムの項でも書かれておりまして、その定義をここに挙げておきますので、見ていただければと思います。

それから、また他の農業経済学の研究者も、こちらのように産業のつながり、それからその中の主体間のつながりを表現するというので、フードシステムは定義されています。これが、正しくこの部会で検討されてきたことを表しているのではないかと思います。

みどりの食料システム法の中での定義を否定するものではありませんので、それに関する文書の表記はそれでも構いませんが、本来のフードシステムの意味はまだどの法律の中でも使われていないと思いますので、基本法の中では、やはりこの実態を表す方の用語が使われた方がいいのではないかと考えています。これは全体に関わることでありますので、初めに意見させてもらいました。

もう1つ、次は、これは食料の分野に関する、これも用語についてなんですが、「価格に転嫁する」あるいは「価格転嫁」という言葉が数か所に出てきているんですが、こちらは「価格に反映する」「価格への反映」というふうに修正すべきではないかと思います。

ここに書いておりますように、転嫁というのは責任転嫁を意味する言葉で、これまで議論したことと反すると思います。農業生産者や食品事業者は責任を転嫁したいのではなく、正当な対価を得たいという議論をしてきたはずで、その仕組みが模索されるはずなのに、この表現では社会から誤解を招いてしまうと思います。

それから、もう一つの懸念事項が下なんですが、価格転嫁という言葉は、原材料の急激な高騰に対応する際などによく使われていて、実際、現在のその他の資料でもそうなっていると思うんですが、特別な事態にのみ対応することを想起させるのではないかと危惧します。

我々の部会で議論してきたのは、平時から生産コストが取引価格でカバーされていない問題ではないかと思います。それが視野に入るようにすることが必要ですので、「価格に反映する」とか「価格への反映」という表現を使うべきで、高騰時への対応も「反映」を使う方が適切なのではないかと思います。

もう一点、食料の箇所、こちらは文章の表記についての意見です。27ページの文章にあるんですが、それを今ここに抜粋してきています。こちら、事前の協議をさせていた

だいて、下線を引いています「物理的・経済的・社会的側面での円滑な食品アクセスを確保する」という表現を入れていただいたことで、地域的、時間的な広がりを持った多数の課題に、今後生じるかもしれないアクセス問題に対応できる、重要な記述になっていると思います。ありがとうございました。

それから、下の方の下線ですね。「地域ごとに、様々な食品アクセスに関する課題や実態を把握する」、それから「食に関する関係者が連携する体制を構築する」と書いていただいたことも、地域ごとの課題把握や関係者の連携支援を明記した重要な記述になっていると思います。

ただ、全体的に文章が、今の赤線を引いた総論のようなことと、フードバンクやこども食堂といった具体例が入り混じっていて、分かりにくい文章になっているかと思います。せっかく修正していただいたので、誠に僭越ではあるんですが、こういうふうに修正して、分かりやすい文章にしてはどうかと思いましたので、こういった例を作ってみました。参考にいただければと思います。

取りあえず、私は一旦ここまでで。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

今日は、御提案いただいた項目に関しての確認を一つ一つしていきたいと思いますので、今、清原委員からお話のあった部分についての何かコメントをいただける方がいれば、御発言いただきたいと思いますと思うんですが。

まず、1つは「食料システム」という言葉を全体を通して使っておりますけれども、これを「フードシステム」という言葉にすべきではないかという御提案でした。これについて、何か御意見ある方いらっしゃいますか。

そもそもがみどりの食料システム法という、その食料システムという言葉で踏まえて、この言葉を利用しているということ。それから、国際的には「Food systems」という言葉を日本語では「食料システム」という言葉にしているんだというふうに私は理解しております。

事務局の方から、何か御発言がありますか。

○総括審議官 法令用語としての「食料システム」という用語は、特にみどりの分野では使われておりますので、基本的に「食料システム」という言葉に統一する方がいいのではないかという考えの下に修文をいたしましたけれども、確かに、今回議論した中での食料システムというのは若干広い文脈で議論をしておりますので、また御議論での1つのアイ

デアとしては、食料システムという中でしっかりその考え方、定義を説明として加えていくような形はあるのかと思いますけれども、また、どういうふうにするべきかということについて、委員の御意見をいただければと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

十分に意が伝わらないのではないかとということがありますので、もし、この食料システムという言葉を使うならば、私たちが考えている意図が間違わないように伝わるような言葉を足すことが、必要であるという御指摘でもあるかと思っています。

委員の皆様から、特にございませんか。

なければ、こちらで検討させていただいた上で御提案していきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

それから、次に「価格転嫁」という言葉遣いなんですけど、御指摘いただいたもの、ほぼ修正はされているのではないかと思うんですが、ただ、40ページの「肥料については、価格が急騰し、価格転嫁が間に合わない場合」というところは「転嫁」が残っていると、私はざっと見て思いましたので、ここの部分は御考慮いただければと思います。よろしいでしょうか。

それから、3点目は食品アクセスの記述の仕方ということで、27ページの部分で、御提案いただいた文章がございましたので、これは少し後で検討いただくということによろしいですか。

三輪委員の方から御発言があります。

○三輪委員 三輪でございます。

先ほど、委員から御意見いただいたとおり、2つの概念的なところと具体的が混じっているというのは、いろんな意見を足していったからこそ、今分かりにくくなっている部分かと思っています。

例えば中家委員からいただいたところの「移動販売等」、これを盛り込むことは非常に大事だと思うんですが、であれば、ほかにもネットスーパーを今、農村地域で積極的にやるような動きが、特に地方のスーパーが頑張る形でやっていたりということでもいろいろな取組がありますので、意見で出てきたところだけを断片的に取り上げると、言いたいことが伝わっていない部分があるのかなと思います。

あとは、ここで伝えるべきメッセージが増えてきているので、いわゆる物流の問題のところと、例えばネットスーパーであったりとか移動販売とかであれば、商流が絡む部分と

か、その事業者育成みたいな観点もあると思いますので、単なるロジスティックスの話ではない部分が増えてきている中で、少し違和感が出てきているのかなというふうに思います。

フードバンク、こども食堂などを謳うというのは非常に大事だと思いますが、ここを含めて、唐突感がないような形で、概念的な話と具体的な話の階層構造がちゃんと分かるようにしていただくのがよろしいのかなと。

この言葉がない方がいいというつもりは全くございませんが、こういうようなものが大事ということはきちんと伝えるべきだと思いますので、書き方を是非工夫いただければと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今、清原委員から御提案いただいた文書は画面に出していただいております。

ラストワンマイルうんぬんの話はほかの部分でも御指摘があったと思いますので、そことのバランスも取りながら、ここの部分は少し事務局の方で検討していただければという思いました。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど、二村委員に御発言をと申しあげましたので、二村委員にお願いいたします。

○二村委員 御指名ありがとうございます。

私からは、2点申し上げたいと思います。

1点目は、「市場における適正な価格形成」についてという言葉です。是非、この「適正な価格形成」というところに「透明で公正な価格形成」ということを入れていただきたいと思いました。

これは、価格がどのように決まるのかということが広く理解をされていくということも含めて、そのようなことを書き込んだ方がよいのではないかと考えています。

○中嶋部会長 恐れ入りますが、一応、ページを御指定いただくと有り難いんですが。

○二村委員 すみません、19ページの④になるかと思えます。

「市場における適正な価格形成」と書いてありますが、ここに「透明で公正な価格形成」としていただきたいと思えます。納得できることが必要だと思います。そのためには、やはり透明性と公正性というのが不可欠だと思います。また、このことはサプライチェーンに関わる関係者間の信頼構築にもつながるはずだと思います。

それから、すみません、3つになりますね、失礼しました。2つ目なんです、同じく

適正な価格形成に関わることですが、27ページの食料施策の見直しの方向性の部分です。適正な価格形成のための施策ということで、「食料安全保障のためには、需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成が必要」とあるのですが、これは直接的には、持続可能な生産・安定供給のためではないかと思えます。結果として、食料安全保障につながると思うのですが、やや飛躍があるのではないかと、直接的な目的を明示した方が分かりやすいのではないかと思いました。

それから、3点目です。26ページ、また28ページのところにフードテック市場についての記述がございます。もちろん、期待される場所ではあるのですが、新しい食経験ということになりますので、安全性の確保というのはもう当然必要なことになりまして、あわせて、消費者の受容性というのもとても問題になる場所です。昆虫食などをめぐって、インターネット、SNSなどで炎上するというようなことも聞かれているかと思いますが、やはり消費者がどのようにこれを受け入れていけるのかということはとても大切なことだと思います。単に推進するというのではなくて、消費者の理解やコミュニケーションを丁寧に進めるという記述を入れるべきではないかと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

19ページのところで、適正な価格形成の部分に「透明で公正な」という文言も考慮できないかというお言葉でございました。

御意見がある方、いらっしゃいますか。

それでは、真砂委員、お願いいたします。

○真砂委員 ありがとうございます。

今の二村委員の御発言の関係で、この適正な価格形成というくだりなんですけれども、私、何度も申し上げていますように、それを言うなら、米の生産調整、米の生産カルテル、これをやめるべきではないでしょうか。この部会で、あまり生産者サイドに立った、生産者に都合のいい議論だけをするというのはいかがなものかというふうに私は思います。

生産カルテルをやめないのであれば、何の目的のために消費者は高いお米を買っているのかということをしっかり説明すべきだと思います。

是非、この適正な価格についてのくだり、いろいろ出てきますので、どこの部分でも結構なんですけれども、生産カルテルについての考え方を記載すべきであると私は思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今の点は、2番目に御指摘いただいたあたりにも関係してくるのではないかなと思いましたが、適正な価格を形成するように、政策的に措置をするといったときの目的は何なのかということですね。

先ほどの二村委員からの御指摘では、持続的な生産を支援するといひましようか、それを実現する、それがひいては食料安全保障につながるというふうに私は理解いたしましたけれども、ここら辺はいかがですか。

生産調整に関してどうなのかということについては、この法律の議論の段階で、私は、今の段階ではそこまで踏み込めるかどうかというのは分からないんですけれども、目的を明らかにする、適正な価格というのはどういう意味なのかということをもう少し明確にする点について、少し書き込んでいただくのはいかがかなというふうに思いましたが、よろしいでしょうか。

そういうことで、今の真砂委員からの御指摘、それから二村委員からの2つの御指摘については対応、検討させていただければと思います。

それでは、次に、26、28ページでフードテックをめぐる議論について、今後の対応について、もう少し丁寧に言葉を足していただきたいという指摘だったように思いますけれども、特にその点については御異論はございませんか。重要なことではあるかと思ひます。ありがとうございました。

それでは、続いて、香坂委員、その後は合瀬委員ということでお願ひします。

○香坂委員 短く、1分でいきたいと思ひます。

資料2の方でござひます。

こちらの左側の食料に関係するところですが、資料2全般は、国民ないしは政策立案の、これから決めていただく先生方、国会の方々にも非常に重要な資料となると思ひます。

なぜ、議論がされているのか、一般の方にビビッドに伝える必要がござひます。例えばですが、輸入国としての影響力の低下というのは、我々は過去の部会に出ているので図ですとか表が思い浮かぶんですけれども、これを明確に伝える必要などもあるかと思ひます。

例えばですが、輸入国としての影響の低下に資料23ページにあるような、買い負けの発生のおそれですとか、買い負けの発生などといった表現の方が、一般の方には伝わりやすいので、そういった表現を入れ込むことを御検討いただければと思ひます。また、ビジ

ジュアルなものとの紐づけというものも、併せてお願いしたいと思います。

あと一言だけ。食料システム、フードシステム等々の用語については、何か索引的なものとか、そういう定義があるものについては事務局で何か御準備いただくのがいいのかなと、議論を聞いていて思いました。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

資料2の表現に関して、幾つか改善すべき点がある。特に、輸入国としての影響の低下というあたりは、これは言葉だけだとちょっと分かりにくいんじゃないかということなので、御指摘を踏まえて、改善をしていただければと思います。

ビジュアルな紐づけというのは、もう少し見た目をよくした方がよい、役所の資料なので文字がすごく多いということでしょうか。

○香坂委員 そうですね。正直なことを言うと、例えば、資料2の2枚目って、ちょっとこれは講義で使っても、学生は受け入れてくれるかなと思ったぐらいのかなりの文字数なんですけど、ビジュアルの紐づけで私が申し上げたかったのは、これからお作りになる資料の中で、ビジュアルが恐らく補足資料のような形で付いてくると思っていますので、そこを紐づけていただければというお話でございます。

以上です。

○中嶋部会長 では、杉中総括審議官からお願いします。

○総括審議官 香坂委員の指摘のとおり、今後、この中間取りまとめを受けて、地方で意見を聴くというような場面を設けようと思っておりますので、そのときにこういった概要版と併せて、それを裏付けする資料、データみたいなものを作ろうと思っています。そこで分かりやすいようなデータを、ちゃんと出せるようなものを準備したいと思っています。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

御意見を参考にさせていただきながら、アピールできるような資料を作っていただければと思います。

それから、最後に索引、言葉の定義、用語集みたいなものも付けられるかどうかということですが、これについてはいかがですか。

○総括審議官 検討させていただいて、できるだけ用語みたいなものを後ろに付けるということを検討したいと思います。

○中嶋部会長 そういう措置をすることで、もう少し理解が深まるかもしれません。

それでは、合瀬委員、お願いいたします。

○合瀬委員 今回の中間取りまとめを見せていただいて、第一印象は、かなり量が多いなということでもあります。何を大事にして今回の見直しをするのかという、若干のメリハリみたいなところを少し意識しながらやらないと、何かすごくいっぱいいろいろなことが書いてあって、今回の見直しで一番重要なものは何ですかというようなところのメリハリみたいところがかなり見えにくくなっています。そのあたりのところは、文面を整理する中でやっていただきたいという、私の要望であります。

その上で、基本理念の見直しのところですか。特に19ページ、基本理念の見直しの方向のところ、国民一人一人の食料安全保障の確立というのが(1)にきています。その中で、まず食品アクセスの改善が来て、それから食料の安定供給と、こういう順番で来ているんですが、もともとこの基本法の見直しの背景を考えると、コロナですとか、ロシアによるウクライナ侵攻で世界のサプライチェーンが寸断されたことであるとか、日本の経済力が落ちてきて輸入が安定的にできなくなってきたおそれがあるということがスタートだったと私は理解しています、資料2を見ましても、左の20年間における情勢の変化の一番最初に、やはり食料生産・供給の不安定化というのが来ているわけですね。

ところが、実際に基本理念のところに行きますと、まず食品アクセスの改善が来て、次に食料の安定供給となっています。私は、やっぱり基本的には食料安定供給の確保というのがまずあって、その上での食品アクセスの改善ではないかというふうに考えます。

食料が全体として足りているけれども、アクセスができていないのであれば、食品アクセスの改善が先に来るのは分かるのですが、今の状況はまずは量を確保して、その上での分配の問題だと思うんですね。そういう意味からいっても、この①と②の順序は逆ではないか。まずは、食料の安定供給のための総合的な取組というものを書かないと、一番左の問題意識の最初にある国際的な食料需給の増加と食料生産・供給の不安定化ということにできていないのではないかと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今の御意見につきまして、何か御発言いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

清原委員、お願いいたします。

○清原委員 私も今の合瀬委員の意見は賛成で、①と②は順序が入れ替わる方がいいのではないかなと思います。19ページ、それから概要の1ページ目。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 度々恐縮です。

今の御意見、私も①、②のところ、それに合わせて、清原委員から前回御指摘いただいた、平時のところもちゃんと見るべきだということに対して、適宜御修正いただいているんですが、その中で、逆に不測時への注目度が下がり過ぎている部分とか、平時の方だけを見るような形になっている部分がないのかなと。全体的にバランスは取れていると思うんですが、例えば、19ページの(1)のところですけども、「不測時に限らず」と書いてあるところ、ここ、例えば、「平時不測時間問わず」と書いた方がバランスが取れるのではないのかなというふうに思っております。

今の時点でいくと、この食品アクセスの問題というのに注目をしないといけないということが、今のウクライナ情勢等含めてありますが、この後の例えば今回の見直しの中の20年とか30年というようなスパンを考えると、いろいろな状況が考えられると思いますので、清原委員がおっしゃったように、両輪ということがきちんと分かるような形のバランスを取っていただくのがよろしいかと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今回の食料安全保障の議論をする枠組みとして、FAOの定義を事務局の方で参照していただきましたが、その内容は4つの柱から成り、アベイラビリティと、それからアクセス、ユーティライゼーション、スタビリティだったと思います。その順番からいくなれば、この安定供給のための総合的な取組というのは一番目に持ってきて、その後アクセスの問題を取り上げるというのは1つの流れではないかなと感じたところです。清原委員からも、それから三輪委員からも御発案いただきましたので、その方向で検討させていただければと思います。

それから、併せて、三輪委員の方から、不測時のことに対する言及が逆に弱まってしまいうんじゃないかという御懸念がありましたので、これは事務局の方で検討していただければと思います。大事な御指摘だと思います。

それから、あまりにもたくさんの方が指摘されていたので、かえって分かりにくくならないかという御懸念ですが、多分事務局としては、そのためにこの資料2を御用意いた

だいただと思うんですけども、それにしてもやはりメリハリが付いていないのかなという、これは香坂委員からの御意見にもつながるところなのかもしれませんので、ここの部分を改善する形でまとめるということとか、場合によっては、いわゆるエグゼクティブサマリーのようなものを、また作成を検討するという方向でいかがでしょうか。ありがとうございます。以上となります。

ほかによろしいでしょうか。お時間の関係で、次にも進めていかなければいけないと思うのですが。それでは、食料パートに関しては以上とさせていただきます。

それでは、次は農業のパートでございます。

それでは、真砂委員、お願いいたします。

○真砂委員 1点申し上げたいと思います。

37ページです。37ページの④に多様な農業人材の位置付けということが記述がありますけれども、私はこれには反対であります。多様なと言っていますけれども、その実態は現在の兼業農家だと思うんですけども、前に申し上げたように、兼業農家というのは農業政策の軸にはなり得ない。農村施策で言及すれば十分だと私は思います。

特に、その3行目に「これらの者が農地の保全・管理を継続する取組を進める」という記述があるんですけども、これは46ページにもありますけれども、この記述というのは、これまでの農地バンクとか農地の集積率目標という、これまでの構造政策に明らかに反しますし、それから、この報告書の中でも農地の集積・集約化を進めるというくだりが幾つか出てきますけれども、そこの記述との矛盾というものもございます。その点について指摘したいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

この件につきまして、どなたか御発言を。

それでは、まず柚木委員からお願いいたします。

○柚木委員 ありがとうございます。

今、真砂委員の御発言なんですけれども、私も基本的には前も申し上げましたように、効率的かつ安定的な農業経営、ここを基本にするというのはそのとおりだと思います。

ただ、やはり、今の地域を見たときに、とりわけ中山間地域において、そういう効率的かつ安定的な経営だけでカバーできない状態があるというのももう事実です。そういうところも、ゆくゆくは効率的かつ安定的な農業経営へ持っていかなければならないんですけ

れども、その間の状況として、今、農村への回帰とか、そういうふうな動きがある。単純に今の既存の兼業農家ということではなくて、新しく農村に入って農業と関わりながら対応していこうということ、今後の20年を考えたときには、ある程度、施策的にも位置付けをしていく必要があるんだというふうに思います。その延長線上で、最終的に力強い農業経営を作っていくと。

だから、また元へ戻って、農地が小規模なところに返っていくということではなくて、大規模化なり効率化を図っていくところに向けての経過として、そういうものを位置づけておくということが必要ではないかというふうに思っております。とりわけ中山間地域、今全体の農業生産額なり、農地の面積、農業者の数をとっても約4割を占めているわけですから。こここのところが崩壊してしまっただけでは元も子もないと思いますので、そういう観点からの議論を更に深めていく必要があるのではないかと考えております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、続けて、中家委員、御発言いただいてよろしいですか。

○中家委員 中間取りまとめのこの部分につきましては、我々の意見を反映させていただき、ありがとうございます。

今も話がございましたけれども、私も柚木委員と同じような考え方で、農地の受け皿となるような経営体というのはどうしても必要であり、重要だと思っておりますが、ただ、大規模な経営体や担い手だけで地域農業を守っていく、担っていくというのは、できないと思っております。

現実問題、いわゆる中小・家族経営や兼業農家、定年帰農者、半農半Xとか、いろいろな方々が小さな農地でも、支えながら農業を守っているという、こういう部分からすると、今後とも、正にもっともっと多様な方々が担い手になっていくということとさせていただきますので、真砂委員に反論するわけではありませんが、そういう思いがあります。

それから、もう一点、40ページに私の前の意見を載せていただいておりますが、いわゆる適正な価格形成の仕組み、先ほどの話であれば生産コストの価格反映は非常に重要であるし、今回のこの見直しの中の重要な施策になると思うわけでございます。ただ、前も言いましたように、この価格反映ができなかった場合どうするんだという、できなかった場合のいわゆる経営安定対策が非常に重要ではないかと思っております。40ページの⑭には肥料の対策については載せていただいておりますので、これは有り難い話ですが、生産コストは肥料だけでないわけでありまして、非常に幅広くあるということございま

すので、肥料以外も含めて、この経営安定対策をどう充実させていくか。この視点が大事ではないのかなど。例えば、40ページの肥料のところを生産資材という文言に置き換えるということもできないのかなという、こういう思いもございます。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

中家委員から、2つ目の御発言で別の事案が付け加えられましたので、これは後に議論させていただくことにいたしまして、まず、真砂委員から御指摘のありました多様な農業人材のところ、これは37ページでございますね。ここについて御意見を集中していただきたいと思います。

齋藤委員、追加で御発言いただきます。

○齋藤委員 ありがとうございます。

多様な農業人材ということで、実際、今、中山間で4割、これも現実でございます。一生懸命、現場で皆さん農業やって、農産物を生産しているという実態がありますけれども、現実は今までのことだろうと思います。これからずっと継続するということはあり得ない状況なので、それを今、今回の基本法の中で、中山間であっても大規模農業が経営できるような制度を創設するようなことを考えていかないと、食料の生産は無理ではないか。中山間ではどんどん辞めております。本当に、山形の庄内平野でもどんどん辞めているような状況でして、中山間になれば、もう集落全体が辞めるというような方向も見え隠れしている。そういう状況でございます。

その中で今、農業法人なり集落営農、こちらの方はもう年々売上げを伸ばして、今平均で、年間の売上げが3億7,000万、10年間で9,000万伸びております。それから、稲作の規模も平均で65ha。これは2020年の農林センサスの1.8haから比較すると、36倍でございます。こういう人たちが現場で頑張るような制度を創設していただきたい。

例えば、1haとか2haの人が今後もずっと何代も続けてやるというのは、現場ではもう無理なんです。できるだけ効率のいい経営にやれるように、今回の基本法の改正で謳っていただければ幸いです。

以上です。

○中嶋部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、合瀬委員、お願いいたします。

○合瀬委員 これまでの議論の中で、農業者というものが一律に括れなくなってきていま

すねという意見があったと思うんですね。かつて、三輪委員がおっしゃっていたと思うんですが、ここに農業人材というふうに書いてありますけれども、もうかつてのように、全員が大規模農業を目指すわけではなくて、本当に今の状況を見てみますと、食料の安定供給を支えるような、そういうことを目指す農業をやっている人たちと、一方で、半農半Xみたいな、地域の農村の新しい価値を発信するような様々な農業者がいる中で、一律な政策というのはなかなかやっぱり難しい。やはり、それぞれの目的に合った人たちの支援をすることが本筋でありまして、そういう意味からいくと、最初に真砂委員がおっしゃったんですかね。ここは農業政策、主に食料生産の、食料供給を担う人たちの政策を語るところで収めて、多様な農業人材の位置付けみたいなところは農村政策のところに分けて書いた方が、それぞれの目的に合った支援みたいなことが作りやすいのではないかと考えます。

以上です。

○中嶋部会長 今の御指摘は、農村の方でも多様な農業人材のお話があるので、もうそれで十分ではないかという御意見ですか。分かりました。

山浦委員、手を挙げていただきました。

○山浦委員 ありがとうございます。

多様な農業人材の位置付けということ、真砂委員からもありまして、今の合瀬委員からの意見も踏まえて発言させていただきますと、結論としてどこを取っていくのかということが重要なのではないかなと思います。これは合瀬委員が言われたとおりではあるかなと思います。

農業を副業的に営む経営体や自給的な農家が一定の役割を果たす、これが何の役割を果たしているのかという部分でいくと、農業生産という意味でいくと、本当に基幹的な農業者、現場でがっつりとやっている農業者からすれば、正直大した役に立っているとは思えない。

ただし、それが全く無意味なのかというと、例えば農業に触れる機会であるとか、高齢者の活動であるとか、健康維持とか、様々な観点でいくと、それは決して無意味なことではない。ただし、基本法であったりとか、政策に対する優先順位、目的という部分でいうと、どこまでそれが影響力があるのか。おそらく、食料は皆様方がカバーできるというほどでは決してない。畑の維持という意味では、逆に言えば、非効率的な形であり、本人にとっては価値のある農作業であったりとか、体験をしているかもしれないですけども、日本全国としての食料生産として考えれば、非効率的である可能性の方が高いという見方

もできます。

なので、ここで是非というか、誰かが悪くて誰が正しいんだということではなくて、この基本法が何の目的で作られていくのかが、この日本の国民の食料を守っていくという意味であれば、ここに大きく項目として取り上げるのではなくて、先ほど合瀬委員が言われたような、別の形で明示するであるとかという方がいいんじゃないかなと思います。

先ほど、別の機会で言われた、適正な価格形成みたいなところでいいますと、基幹的な農業者は全く問題ないかなと思います。それは小規模であろうが、どうであろうが。ただ、直売場目線とか、そういうところで販売している基幹的な農業者もたくさんおられるわけで、その中で高齢者の趣味で作られたような野菜が、適正な価格という観点でいきますと、そことは全く見合わない、50円でも30円でもいいからとりあえず売ればよい、みんなが喜んでくれるからというような形で売られると、それは、我々、農業現場で働いているものからするとちょっと苦しい部分もありますので、何を目的として、この基本法をここに文面を作っていくのかという観点で、今後考えていただければかなと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今の御意見は、合瀬委員もおっしゃったように、農村の部門でそれを位置付ければよいということですか。それとも、ここの農業の部分のこの多様な人材の位置付けの文章をもう少し踏み込んだ書き方にした方がいいということですか。

○山浦委員 どちらかというところには書くべきではないということなので、合瀬委員の言われたような形です。

○中嶋部会長 そうですか、なるほど。分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、寺川委員がまず先で、その後、茂原委員にお願いいたします。

○寺川委員 寺川です。今の議論で、それで私も賛成です。

それともう1点、違うところになりますが、39ページに人材の育成という欄があって、「女性農業者が力を発揮できるよう、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者を推進する」とありますが、女性の農業参画については⑩で記載されておりました、あえてここを「女性農業者」という形でなくても、「性別、それから年代に問わず、力を発揮できるような地域のリーダー」というような視点でよろしいかなと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

これは多様な人材の位置付けの議論の後に、忘れずに確認をさせていただきたいと思えます。

それでは、茂原委員、お願いいたします。

○茂原委員

私、中山間の農業の中にいる町村長として、今の話をずっと聞いていました。確かに、小さな農業がという話になりますけれども、食料の安定供給というのはやはり農業の担い手の確保が欠かせない。そして、農地を集約化して、生産規模を拡大する農業を推進していく、このことはもちろん大事だというふうに思っておりますけれども、これだけでは、農業や農村を維持することは、私はもう困難ではないかなというふうに思っています。

現在、平地でも中山間地域でも田園回帰や関係人口による地域活動が高まっていますので、私の町でも移住・定住対策や地域おこし協力隊等が非常に力を入れている関係で、外からやってきてくれる人は地域の活力になっているわけでありまして。地域活動に参加する人々の多くが、例えば農業に関心を持っており、この際農業発展の好機と捉えるべきだというふうに私どもは今思っています。その中で、新規就農者は、大半もう非農家の出身の人が多いわけでありまして、農業の魅力に着目している人材は、私どもの今の段階からすれば非常に重要だなというふうに思っています。

そして、その農業の担い手を確保する上で重要なことは働き方の改革でありまして、若い人たちが農業に希望を見いだして、職業として選択してもらうためには賃金や休暇、そしてまた他産業並みの労働条件等々が重要ですが、この問題についても真剣に考える必要があって、現行の基本計画の中で、中小・家族経営など多様な経営体による農業経営の底上げが掲げられていますので、その経営意欲を高めることは食料安全保障の観点からも非常に重要だというふうに思っておりますので、基本法の第21条と差異があると感じていますので、私は基本法には多様な担い手の確保というものを位置付けてもらうことが必要だろうなというふうに思っています。ここでなくても、農村政策のことがまた出てくるのだと思っておりますけれども、農村政策の中でも、中山間の農業も頑張っているという部分、頑張ってもらいたいという部分を位置付けてほしいなというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今の御指摘は、この37ページの④の多様な農業人材の位置付けの項目については維持

して、必要な事項をもう少し加えるべきだというふうな理解をいたしました。そういう御発言と捉えてよろしゅうございますか。

○茂原委員 はい、お願いします。

○中嶋部会長 ほかにいかがでございましょうか。

それでは、山浦委員、もう一度お願いいたします。

○山浦委員 ありがとうございます。

茂原委員がおっしゃったように、私も山間地の出身者ですので、そこで農業を営む個人事業主だとか、大小を問わず基幹的農業者を否定するものではなくて、ここに書いてある特にのところでいうと、「農業を副業的に営む経営体や自給的な農家」というところがかなり私は気になっているところ。その「一定の役割」とは一体何ぞやという部分。若しくは、項目で書かれている、多様な農業人材というのの定義の話になってくるかなと思います。

逆に言えば、農業を副業的に営む経営体や自給的な農家までもしっかり守らなくていいとか、そういう次元ではないのですけれども、農業者と位置付けて同じように、例えば、今後この文言を基に補助金がつくられるとか、支援がされるとか、そこが同じような位置付けにされると、我々農業者としては、本来回ってくるようなものが回ってこなくなったり、守られるべき規模をやっているような、日本の農業を支えているような規模をやっているのと同じ化されるというのは少し疑問があるということですので、多様な農業人材という言葉がどうこうということは大して問題ではなくて、基幹的農業者はしっかり応援していただいて、この副業的であったりとか自給的農家というのをここに入れるべきではないというのはありますね。

○中嶋部会長 柚木委員、お願いいたします。

○柚木委員 政策対象としてどこに焦点を置くかということについては、効率的かつ安定的な農業経営に向けた農業経営改善計画の認定制度を基本として進めていくべきと考えます。多様な人材の中でそこを目指す人は、農業経営改善計画を自ら立てて認定を受けることによって、政策対象となってくるというふうに思います。

これまでの議論なり、数字でもあったように、農地に関わる人、農業に関わる人が極端に減ってきているわけですから、できるだけ、農業生産基盤としての裾野を広げていくということは、とりわけ中山間地では重要になってきているというふうに思います。先ほど茂原委員もおっしゃられたように、外から入ってこられる方がいきなり大規模ですぐやれ

るわけではないですから、そういう経過的な措置とかを含めて、政策対象としては、経営改善計画を立てることによって認定農業者制度で活かしていくことができると思います。その整理は自ずとついてくるのではないかというふうに思います。

それから、ここに書かれているように、農地の保全とか集落の機能という中で、今後10年、20年の間では、特にこの多様な人材の位置付けをすることの必要性があると思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

井上委員、お願いいたします。

○井上委員 井上です。ありがとうございます。

④の多様な農業人材の位置付けについて、私はこの表記はあってもよいかと思いましたが、ただ、ほか委員の皆様の意見に共感するところも多く、この農業という分野において、副業的に営む経営体や自給的農家はその役割を担えるということは、私もあまり想像はできておりません。

しかしながら、中山間地においては、この農業生産と農村維持というところも非常に密接に関わりあっておりまして、農村の維持と農業生産というところ、どちらが欠けてしまってもどちらも成立しないということも、現状としてあるかと思っています。

なので、文面の書き方として、多様な農業人材の位置付けというふうにあるんですが、「農地を保全し」というところから2行目、「付加価値向上を目指す経営体の役割が重要である」という言い切りをしてしまって、「しかし」なのか、「さらに」なのか、続いて、「農業を副業的に営む経営体や自給的農家が」と続く書き方だと整理されるのかなというふうに感じました。

また、「一定の役割」という部分であったりとか、一番最後ですけれども、「持続的に農業生産が行われるようにする」というふうに、こういう文面の書き方だと、副業的に農業を営む経営体というところにも求める役割が大きいというふうな印象を持ちますので、このあたりの文面の書き方を改善し、多様な農業人材の位置付けというところは記載いただければと思いました。

発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ここの記述はもう少し改善することで維持をしていくというふうに理解をいたしました。

ほかによろしいでしょうか。

香坂委員、お願いします。

○香坂委員 内容については、もう委員の先生方の多くが御指摘しているとおりですけれども、農村という場所がよいのか、農業がよいのかというところでもし議論があって、その方が農村にかなり被っているということであるのであれば、そこに近い場所にもう少し移すとかということはあるのかどうか、1つ考えられる案なのかなとは思ったのですけれども。

農業の中の農村により橋渡しをしていくような項目であるという考え方なのか、農村の中で農業との架け橋をしている領域であるということが分かるような位置にしていくということが、内容というよりは、ちょっと見せ方の話かもしれませんが。以上でございますが、かえって混乱させたようであれば、御放念ください。

○中嶋部会長 具体的にどこに書けばよろしいですか。

○香坂委員 例えば40ページか41ページのどこかに移すという、位置付けと内容の話、両方に掛かってくるかもしれないのですが。

○中嶋部会長 41ページから農村というのが始まるので、その直前に置くということですか。

○香坂委員 すみません、ちょっと国連的な妥協案なのかもしれませんけれども。

○中嶋部会長 分かりました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 お時間ない中、度々の発言で恐縮でございます。

今、各委員がおっしゃったことって、大きくはずれていない部分だと思うんですけれども、その中で、今の書きぶりだとやはり誤解が出てくる部分だと思うんですね。

その中でいくと、農業生産のところを誰が中核になるかというところが、逆にこの多様な人材というところで、皆が薄く広く何となくというふうな形で誤解されるといけないとか、若しくは、これから20年の中で、そういう形で真に誰が中核となるべきかというところが薄まらないようにというふうなメッセージが必要なところと、一方、私もどちらかという農村の方で言及すべき部分だとは思っているんですが、用水路の管理とか、全て農村マターだという形でやるというのは、これは少し厳しい言い方をすると、農業者としては農村政策にフリーライドする形になると思っているんですね。

なので、農業の中核ではないというのは正にそうだと思いますけれども、いろいろな人が農村を盛り上げてくださいというのは私もアグリーですけれども、その中で用水路とかも、ボランティアとか地域のRMOの皆さん、後ほど言及ありますけれども、しっかり、是非、農村の維持のために御協力くださいというところで、そこで整備されたもので農業を営むというところはちゃんとしたリンクがないと、これまたいびつな構造になると思います。

実際、今の農村の現場を見てみると、それぞれがお互いメリットがある、若しくは費用負担とか人的な負担をする中でうまくバランスが取れていると思いますので、その部分が誤解ないようにうまく表現いただくという。

先ほど、香坂委員が場所の部分とかってありました。まだ、いろいろな形で、多分その誤解がないような表現の工夫ってできると思いますので、是非、お互いの役割が多分明記されていないところが最大のポイントなんだと思いますね。誰が何のために何をしていたかとか、どういうことをしていただくかということが明確になれば、各委員の総和として、ちゃんとした合意が得られた表現ができるのかなと思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、私が今の委員の皆様からの御意見を伺っていて感じたところでは、まず、36ページの農業施策の見直しの方向の冒頭に、今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付けというところで、どの形態がこれから日本の農業を支えていくかということに関しては明確に書いていただいていると思います。その活動を、逆に阻害するような施策があっては困るのではないかというような御懸念が多くの方から出てまいりました。

それから、理想としては、そのような方向に日本の農業を誘導していく、若しくはそれが必然かもしれませんが、そこに至るまでにはやはりまだ時間が必要なのではないかという御意見も、柚木委員や中家委員もおっしゃっていたように私は思いました。現実問題を見たときに、その一定の役割を今の時点でどの程度評価するのかというようなことにも、多々御意見があったというふうに思います。

現実問題として、今の段階では担い手だけではカバー仕切れないということを踏まえながら、いかに理想に向かっていくかということが、ここではきちんと提案すべきなんじゃないかというところですよ。

一方で、食料の供給に関しては、自給率の低さも踏まえて考えますと、まだ不足しているということがありますので、食料供給力を下げるような形も取れないというふうに思います。

それから、ここでの中心的な議論は土地利用型の農業、特に稲作とか、それ以外の畑作物が中心だと思えますけれども、園芸作とか畜産に関しても重要な食料供給の部分であることは間違いございません。そういった、現実的に持続的に食料供給、安定的に食料供給を維持していくための一定の役割をここでどのぐらい評価するかということについて、幾つかの観点から御議論いただきました。それも平地と、それから中山間では状況が違うということも御指摘いただいたように思います。

もう1つ、あまり議論がなかったように思うんですが、「地域の話合いを基に」という言葉がこちらには書いてあるんですね。これは1つ1つの経営改善計画もありましょうが、地域全体でどのような農業の姿を求めていくのかという議論の中で、一定程度、この多様な農業人材といいたいでしょうか、この農業の経営体の姿を評価して、役割を果たしてもらいたいということを位置付けるならば、ここは農地の保全管理を適正に行う取組を進めてもらいたいと言っているように私は理解いたしました。

そのあたりも踏まえて、様々な意見が今出ましたので、一度、事務局の方で修正案を検討させていただきたいと思います。

ここでしっかり指摘しておきたいということは、担い手に農地の集積・集約化を進めるということは、これはもう絶対に必要である。そうしないと、日本の農業はもう将来はありませんし、食料の安定供給は実現いたしませんので、そこにブレーキを掛けることはあってはいけません。その時に、今指摘した地域の話合いというものは政策として用意されておりますので、それを実効性のあるものにしつつ、農地の集積・集約化を進めていくという方向を踏まえた上で、現実的に留まることのない食料供給を実現していくという案をここで模索していければというふうに思うところでございます。

多様な農業人材は、ここでそれぞれイメージしているところがちょっと違うかもしれないけど、これは合瀬委員も御指摘されましたけれども、そういう言い方をされていないかもしれませんが、半農半Xのような経営体の中でもかなり地域の農業を支える方々もいらっしゃることは確かだと思いますので、そういったところも一定評価した形で、活かせるものは活かす。人出不足であることは、もう間違いございませんので、そういったことの可能性をここで検討できればどうかなと思ったところでございます。

農村の部門でも多様な農業人材の位置付けはしっかり書いていただいている、例えばここでは、農業の観光の部門とか、そういう活動については言及しているようなところがありますので、そこの棲み分けですかね。混乱がないように、不十分な重複を避けるようなことを検討していただきながら、ここの文案を検討して考えていただければというふうに思うところであります。

方向性に関しては、私は、皆様、一致しているということで、今のような御提案をしたいと思っているところです。よろしいでしょうか。

それでは、2つ、追加で御指摘いただいたことがあると承知していて、先に、寺川委員がおっしゃった、39ページの人材の育成・確保の部分で、3段落目、「女性農業者が力を発揮できる」という御指摘があったところでございますけれども、これについては、「性別や世代の別なく就農し、活躍できる環境づくり」というような、そういう修正はどうだろうかという御提案がございました。女性農業者に関しては、39ページの⑩のところにもあるということ踏まえて、そういう御提案がありましたので、これは事務局の方で検討していただければというふうに思います。

それから、もう1つは、中家委員から御指摘があった事項です。40ページの、今回お配りした資料で黄色のラインが引いてあるところですね。「肥料については、価格が急騰し」、ここは、価格転嫁の形に今なっていますが、生産資材ということでは言及できないだろうかというようにお話がありました。

ここでは、どういうふうにしたらよいかということの決定はできませんので、引き取らせていただきたいと思います。御発言の意図は、十分分かっているつもりです。よろしいでしょうか。

ほかに、農業部門に関して、御指摘は。

二村委員。その後、柚木委員に御発言いただきます。二村委員、お願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。

私からは、まず1つ、今ほどございました女性の問題のところ、御検討いただきたいという趣旨で発言をさせていただきます。もちろん、女性だけではなく、特に寺川委員の御指摘の中で若い方たちが活躍できるとおっしゃったのも、非常に重要だと思っておりますので、是非、それも御検討いただきたいと思っております。一方で、いろいろな分野で男女の役割だとか人数比率に大きな偏りがある部分というのを是正していかないと、若い人たち、特に若い女性というのはその分野から流出していってしまうということは、一般的に言

われていることだと思います。そういう意味では、女性ということにどこまで特化して書くかということはあると思いますが、記述の仕方については慎重に御検討いただきたいと思いました。国の方で、女性版の骨太の方針の政策等が出ているかと思いますが、その内容と同期を取って書いていただけるとよろしいのではないかと思います。これが1点です。

それから、もう1つ、別の課題ということで「スマート農業」という言葉が33ページあるいは39ページに出てきているのですが、このスマート農業というのも、結構定義が曖昧だなといつも思っていて、農業生産を強める、強化するとか、効率化するというものでいえば、もちろんITとかデジタル議論も重要なんですが、品種改良だとか、栽培技術の改良といったこともあるのではないかと思います。やや、この記述のところでは、ITとかデジタル化というところに偏っているように感じました。

ということが1つと、一方でデジタル化をすると、39ページに「デジタル技術やデータを活用した生産性の高い農業経営を通じて」と書いてありますが、ここで書かれているようなことでいうと、1つは生産から消費に至るトータルのシステムとか、データのやり取りを強めることでサプライチェーン全体として効率化を図るということもあると思いますし、農業生産の場面にかなり特化して、生産性の高い農業経営や産業構造の変化を促進するために新しい技術やデジタルを活用するというようなものと、2つの大きな方向性があると思いました。両方とも関わってくる人たちが全然違ってくるかなと思いますので、この部分については分けて書いた方が適切ではないかと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

すみません、ちょっと、私、最後の部分がうまくキャッチできなかったんですけども、2つに分けるとするのはどこどこを分けると。

○二村委員 39ページのところで、1つはサプライチェーンの問題と、それから農業生産の農業経営の部分と分けた方がいいのではないかということでした。

○中嶋部会長 場所としてはこちらでもいいですが、そこが明確に分けて理解できるようにしておいた方がよろしいという御指摘でしょうか。

すみません、二村委員が画面からいなくなってしまったので、後で確認したいと思います。

その前の女性農業者の件は、今の国全体の方針からしても、ここは何度も繰り返して指

摘してもいいのではないかというようなお考えと同時に、寺川委員から指摘されたような、もう少し多様な視点も含めた御議論にまとめていただければということだったと思いますので、そのように事務局の方で御検討いただければと思いますが、これについて、何か御助言とかありますか。

それでは、吉高委員、お願いいたします。

○吉高委員 ありがとうございます。

私も人材育成における女性ですとか、生活者の視点でもいいんですけども、それと参画促進における女性というのはちょっと違う次元かと思っておりまして。例えば、農業組合ですとか、そういったディシジョンメイカーにどれだけ女性が入っていくかという視点が非常に重要かと思っています。

ですので、二村委員おっしゃったのは私も同意でございます、もともとここについてもほぼ女性はおりませんし、全体的にやはり女性がディシジョンメイキングに入っていくようなことを促進するのが参画であり、人材育成はリーダーを作るための育成というので、分けて考えた方がよろしいかと思えます。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

そういう意味では、ここ、消しましたけれども、「生活者の視点を持つ」というのは不適切だったかもしれないですね。ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

二村委員が戻ってきたようなんですが。

○二村委員 落ちてしまいました。失礼しました。

○中嶋部会長 最後、ちょっと私が発言したようなことは聞き取れましたか。

○二村委員 はい、39ページのところですというやり取りまででした。

○中嶋部会長 これは2つに分けて、サプライチェーンの話もここには書いていないけれども、明確に区別したことをここに書くべきだということ。

○二村委員 はい、そのような意見でした。ありがとうございます。

○中嶋部会長 分かりました。

それでは、柚木委員が先ほど手を挙げていらっしやいました。

○柚木委員 ありがとうございます。

私の方から、36ページの③の農業法人の経営基盤の強化等のところなんですけれども、ここの中で、離農する経営の農地の受け皿となる農業法人というふうになっているんです

けれども、もう1つ集落営農組織のことについてですね。これは、今集落営農組織も半分ぐらいはもう法人化されているわけですが、農業者が自ら構成する、集落を起点とする組織の在りようについて、これは基本法の中でも、28条で書かれているわけですが、ここのところについて、法人の経営基盤の強化、当然、集落営農組織の組織化なり法人化を通じて、更に強化をしていくという観点が、特に中山間地域等ではそういう取組がこれからも重要になるというふうに思っております。是非、そういう視点を少し盛り込んでいただければというふうに思います。

それから、もう1つ、⑤の農地の確保及び適正・有効利用のところなんですけれども、一番最後の「その際」以降のところの関連で、耕地利用率のことについて、食料生産全体を上げていくためには耕地利用率はやはり上げていく必要があるというふうに思います。5年ごとの基本計画で常に目標は掲げていますが、100%を切って大分時間が経つわけにありますので、このあたりのところについても意識をしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、小さいことで恐縮なんですけど、食料・農業・農村基本法の農業施策の考え方の30ページの②で家族農業経営を想定した効率的かつ安定的な経営ということで、現行の基本法においては、家族経営を中心として経営の確立を図っていくことが想定されたと書かれていますが、現行基本法も法人化の推進をしていくということが入っているわけですので、そこは誤解のないようにしておく必要があるんじゃないかというふうに思ったところでございます。

以上です。

○中嶋部会長　まず、36ページの③の農業法人の経営基盤の強化の中で、法人化を達成した、若しくは目指す集落というものもこの中に含めるべきではないかという御指摘でしょうか。

○柚木委員　生産組織についての議論が、この間も少なかったと思うんですけども、やはり地域においてはそういう集落営農を中心とした組織の位置付けというのは非常に高いわけですね。今回の中間取りまとめの中でも、そういう集落営農組織についても法人化等を通じながら、さらに経営基盤の強化を図っていくという観点が、これから10年、20年考えたときに必要じゃないかというふうに思いましたので申し上げました。

○中嶋部会長　この、今書いてある文面ではそういうふうなことは言及できない、読み込めないんじゃないかということですか。

○ 柚木委員　そうですね、集落営農といった言葉ですね。

○ 中嶋部会長　分かりました。こちらで考えさせていただきたいと思います。

それから、2番目の耕地利用率のことを言及いただいたんですが、これ、具体的にはどのページぐらいにそれが書けるというようにお考えですか。

○ 柚木委員　ここは、もう⑤のところではよろしいのではと。

○ 中嶋部会長　どちら。

○ 柚木委員　⑤ですね、37ページの⑤の農地の確保及び適正・有効利用のところ。

「その際、食料安全保障・地域の所得向上の観点に立って」のところ、「どのような作物を生産していくかを決めていく必要がある」というところに「耕地利用率の向上を含めて」とかというふうなことを記載してはどうだろうかというふうに思います。

○ 中嶋部会長　なるほど。この「優良な農地を確保し、適正かつ効率的な利用を図る」、その結果として、耕地利用率の上昇というのがあるんじゃないかという御指摘ですよ。ちょっと検討させていただければと思います。この37ページがいいかどうかも含めて、耕地利用率の話は非常に重要じゃないかなと思いましたが、検討させていただければと思います。

それから、30ページの部分が、家族農業経営の議論の中で、法人化を進めてきたことについて言及が足りないのではないかという御指摘ですか。

○ 柚木委員　そうですね。現行の基本法は、この家族農業経営の強化とそれにプラスして法人化の推進を進めていくというふうになっています。そのことは36ページのところにはきちんと書かれているので、それでいいといえばいいんですけど、②のところでは現行の基本法で書かれている法人化の話が全く入っていないことに違和感があったものですから、お願いしました。

○ 中嶋部会長　分かりました。ちょっと検討させていただきたいと思います。御指摘ありがとうございました。

よろしいでしょうか。それでは、農業部門はこのぐらいで終了させていただきたいと思えますけれども。

今3時15分なので、本当に30分に終わるのだろうかというのはなかなか難しいところですが、今日は、皆さんの意見をしっかり受け止めたいと思います。

では、農村、それから環境の部分でございませう。御発言の方いければ。

では、高槻委員、お願いいたします。

○高槻委員 49ページです。第13回のときに発言させていただいた点を、環境面について織り込んでいただいていると思います。今、環境のほかには実は食料の方へも関係するんですが、その13回のときに私が申し上げたのは、1つは環境面に影響する話でした。農業とその自然環境のお話。

もう1つは食料確保という観点で、水産資源にも目を向けるべきではないかというところでありまして。そうすると、どこに書くかという話なのですけれども、10ページに戻ると、3(1)の②ですかね、気候変動を背景にした生産の安定化、ここには農作物に関する確保・調達が困難だということが書いてあり、それは事実ですけれども、我が国の場合は水産資源に恵まれているということがありますので、ここに、例えば、我が国においては水産資源に目を向けることによって食料の安定確保を考えるのが大事である、とか、そういうような形で盛り込んでいただけるといいのではないかと。これは、どこに入れるかというのはほかにもあるかもしれないので、1つの案として申し上げた次第ですけれども。水産資源について、もう少し、食料という観点で明示的にされた方がいいんじゃないかというのが意見でございます。

○中嶋部会長 すみません、ちょっと私がフォロー仕切れていない。10ページでございますね。

○高槻委員 はい、10ページの(1)②のところですね。これは環境要因が不安定化しているので、農作物についていうと、長期、安定調達が困難だということが書いてある。それは事実、そのとおりだと思いますけれども、その文脈でいうと、逆に水産資源のところに関していうと、我が国というのは比較的恵まれた環境にあるわけで、農産物がそのような状況にあっても、食料の確保という観点でいえば、水産物の優位性というのがあるという理解をしております。

なので、例えばここに書くというのが一案かということでありまして、ここがベストかどうか、ちょっとまだ全体いろいろあるんで、そこはもうお任せしたいと思うんですが。

○中嶋部会長 分かりました。ここが不安定化という文脈で書いていますので、ここに収まるかどうか分からないんですが、食料自給率の議論をする上でも水産資源は非常に重要、水産関係の食料は非常に重要だと思っておりますので、これはどこかで言及した方がいいなと思いましたが、こちらで一度検討させていただければと思います。

○高槻委員 お任せいたします。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。

それでは、香坂委員、お願いいたします。

○香坂委員 一言だけ。42ページの都市農業のところ、いろいろな機能、防災も含めて言っているのはすごくよいのかなと思いますが、1つだけ、最近、都市農業の方々と話をしている、担い手の問題というのは実は都市の部分でも課題になっているところがあるので、都市だから、何となく担い手の問題がないかのようにも見えてしまう部分もあるんですけれども、実はそこも問題、課題としてはあるのかなと。感想めいたことですが、前向きなところしか書いていないんですけれども、課題も少しはあるということ、を言及してもよいのではないかというふう感じた次第です。42ページのところでございます。

以上です。

○中嶋部会長 ここは施策の考え方になっていますので、課題の議論としてはちょっと踏み込んでしまうかもしれませんが、今の現状、こういう問題があるというのは、どちらかというと、この今回の中間取りまとめの前の方に書いてあると思うんですけれども、逆に前の方には都市農業のことはあまり言及していないような気がしますね。

○香坂委員 であれば、事務局預かりで検討いただければ結構です。

以上でございます。

○中嶋部会長 場合によっては、急に後ろの方で、都市農業の政策的な課題なりを言うのなら、今の都市農業、こういう問題があるというのを初めの方でちょっとだけ頭出ししておく必要もあるかもしれませんが、今聞いたばかりなので、御提案いただいたように事務局預かりにさせていただければと思います。ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。

では、三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 まず、43ページの下から7行目のところですが、こちら、副業ではなくて、あえて専業・兼業の区分にしているのは、何か理由があれば教えていただきたいなというところが1点目です。

続いて、45から46ページにかけての部分です。書いている内容は正にそのとおりで重要なところなんです、例えば②の農村におけるビジネス創出、農山漁村発イノベーションとかと絡めてというところだと思うんですが、その最後の部分に移住促進を入れているところは、ここで本当にいいのかなと、ちょっとしっくりこない部分ございました。

③の部分で都市農村交流を書き添えて、それらの方々のいろいろな活力を取り込んでいくというのがあると思うんですが、例えば③の都市農村交流に絡めて、②の農村のビジネスとかというのを、今実際、そういうことを実施されているというふうに思いますので。ここは、移住と農村ビジネスというのを②にまとめているところがちょっと違和感が出てきているところがございます。

あとは、②の農村でのビジネス創出と④の機能確保の中での、特に農村RMOですが、今農水省で推進いただいている農村RMOの中でいくと、単なる住民の方々の中での支援だけではなくて、そこから事業創出をしようという、ビジネスとして農村RMOを活用されている事例、たくさん出てきているかと思えます。農家レストランとか、宅配とか、見守りサービスとかって、単なるボランティアではなくて、農業と絡めて事業として展開されている方おられますので、②と④を分けてしまうとちょっとそこがミスリードな可能性もあるのかなというふうに思いました。

私の方からは以上となります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

43ページの③の下の方ですかね。兼業農家と指摘をしているのはということですか。

○三輪委員 はい、このところで、あえて兼業と副業って、ちゃんと意識して使われているかと思うんですが、ほかのところと比べて、ここって、兼業と書く意味があったのかなと。文脈的にいくと、主・副の副業の方がいいのかなというのを感じました。意図があれば、全く修正の必要はございませんので、ちょっと御確認いただければというところですね。

○中嶋部会長 そうですね。上の②も副業的に営む経営体や自給的農家と、ほかの部分も含めて、用語としては使われていますので、ここはそのような方向で検討させていただければと思います。

それから、45ページの(3)の②の農村におけるビジネスの創出、それから46ページの④の多様な人材の活用による農村の機能の確保、ここに関わる御指摘が幾つかあったのではないかなと思うんですが、②の部分で移住のことをおっしゃいましたかね。

○三輪委員 そうですね。②のところで、メインとしては農村におけるビジネス創出とか、そのデジタル技術の活用というところ、あと、農山漁村発イノベーションだと思うんですが、そこに、ページをめくったところで移住の話を入れてしまったので、②と③のつながりとかデマケが不明瞭かなと感じました。

○中嶋部会長 では、事務局の方からお願いします。

○総括審議官 ②と③の分け方としては、農村に居住をする人、農村の中での取組みみたいな形で、移住というのも最終的には農村に行く、住居を移すという形なので②にして、③の方は都市・農村、要は都市にいながら、農村とつながりを持つという、関係人口みたいな形で。そういう形で農村にもう移ってしまう、その中でビジネスを起こすというところと、都市にいながら、外から関係を持ちながら、農村をサポートしていくみたいな形で、そういう形でのメルクマールで分けたつもりではございます。

○三輪委員 ありがとうございます。よく理解いたしました。

その中でいくと、③のところで、外から来ているとか、二拠点居住とかという形で、完全に定住、移住でなくても農村で事業をやっていただけのような方って、今増えてきていると思いますので、何かしら、そこら辺のところを補っていただければ、すっきりするかなと思います。ありがとうございます。

○中嶋部会長 分かりました。かなりいろいろな形態がありますので、どこで線を引くかというのは実は難しい問題ではないかという御指摘なので、そこは少し整理させていただければと思います。

④の部分についてはどうですかね。②と④が実は一体的に議論もできるんじゃないかという御指摘ですか。

○三輪委員 はい、そうです。具体的に申し上げますと、④番の下から4行目のところで、「農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて」の後にくるところが「コミュニティの維持に資する取組」という形になって、こここのところが本来RMOも政策として御説明されている中でいくと、その中の一つの柱としては、地元のいろんなリソースを生かした事業というのも書いてある。特に言うと、経済活動というのも書いてありますので、そのところが、この中の文章の対比でいくと、非営利活動みたいに見えてしまうんじゃないのかなということ懸念したというところでございます。農村RMOも、しっかり稼いで成功されている方おられますし、これからも重要なキープレイヤーというふうなことが伝わればいいかなと思いました。

○中嶋部会長 なるほど、分かりました。そういう可能性を考えると、②につながりますし。逆にここでRMOの位置付けを限定し過ぎてしまっているのではないかという御指摘ですよね。

○三輪委員 はい。書き方は御検討いただければと思います。

○中嶋部会長 分かりました。ありがとうございました。検討させていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、柚木委員、お願いいたします。

○柚木委員 43ページの②の農地保全・管理のレベル低下の懸念の最初の行で「営農が継続されない農地が増加することが懸念される」ことの要因として、相続未登記等による所有者不明農地の問題について言及しておいた方が良いと思います

○中嶋部会長 ありがとうございました。

これは、事務局の方で検討していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

二村委員、お願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。

環境のテーマのところ、公共調達について、こういった新しいタイプのものを普及していくことが……。

○中嶋部会長 ページ番号をお願いできますか。

○二村委員 はい。具体的には51ページの（ウ）又は52ページの④のところ、環境・社会的配慮を行った農産物の活用という点で公共調達を積極的に取り組むというようなことが重要と思いました。

以上です。

○中嶋部会長 分かりました。51ページの（1）の（ウ）又は52ページの④ですね。

○二村委員 52ページの④あたりではないかと思います。文脈で御判断いただければと思います。

○中嶋部会長 検討させていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、長くなりましたが、最後です。53ページ以降ということになりましょうか。食料・農業・農村基本計画、不測時における食料安全保障等ですね。それ以降の部分について、御指摘いただけたところがあればと思います。いかがでございますか。

香坂委員、その後、吉高委員にお聞きします。

○香坂委員 何度も恐れ入ります。

先ほどの多様な担い手のところでも議論になりましたが、私の方でも、以前の部会で、地域の話合いの機能が落ちているという趣旨の発言をさせていただきました。ページの的に

は、66ページですとか64ページですとかあたりになってくると思うんですが、地域の話合いの機能が落ちてはきているんですが、今後、自治体や農業団体の広域化が進む中で、規模の違い、スケールの違いなどが地域が抱える課題の対応の阻害要因とならないように、連携の促進を図っていくことが重要であり、国が前面に出る必要はないと思うのですが、連携の場やプラットフォームづくりなどは背中を押していく姿勢も継続して必要となるのではないかと思います。そういう文言がどこに入るのか、事務局で御検討いただければと思いました。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

66ページ、2番ですね。黄色で今挿入した形になっておりますが、このあたりで少し御議論できるかというふうに思いましたが、問題意識としては、64ページの4、団体の役割等の中にも、団体間や自治体との連携の強化等がうんぬんというのがございましたけれども、このあたりを総合的に見直してみたいと思います。

せっかくですから、この件につきまして、もし、茂原委員、何か御発言があればと思いますが。

○茂原委員 特にございませんけれども、私もその農村政策の部分について、今までかなり発言をさせてもらいましたけれども、ずっと今見させてもらったり、聞かせたりしてもらっていますけれども、大まかな、大きなところは全て大体書き込んでもらって、有り難いかなというふうに今思っているところであります。

そして、もう最後の方になってしまいますけれども、66ページで行政手法の在り方というのがありまして、ここに1番、2番で書き込んでもらっています。このことが非常にこれから重要なことだなというふうに思いますし、農村政策等を預かる人間としても、これらは重要な視点だというふうに思って、頑張っていければというふうに思っているところであります。

全体的には、特にありません。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの香坂委員からの御指摘も検討させていただきたいと思います。

それでは、吉高委員に御発言いただき、その後清原委員にお話しさせていただきたいと思います。吉高委員、お願いいたします。

○吉高委員 ありがとうございます。

この後すぐ退出しなければならないので、御了解いただきたいと思いますが、まず、63ページにございます価格構造の伝達ということで、消費者が対象とありますけれども、やはりステークホルダー全体に伝えていく必要がある。特に、民間金融機関なんかはこういったものを理解しておりませんので、そういったことが伝わるといいなと思っておりまして、例えば、16ページに追加していただいた、ESGやサステナブルファイナンスの流れから考えますと、今回のこの文章の中に民間投資という言葉、1回しか出てきていないんですね。ですので、例えば、この連携の中に、また民間金融や資金のところをきちんと入れていただければと思っております。

次に、66ページになりますけれども、ここに新規性のある挑戦的な取組というのがございますが、これ、事業成果ということではなく、例えば、将来ビジョンという言葉も1回しか出ていなくてですね。やはり、もっと未来に向けた意味合いの言葉を入れていただきたい、イノベーションとかの意味でもですね。

と申しますのは、未来の農業がどうなっているかということの取組がきちんと入っていると、これを見た次世代の若い方々が農業に関心を持つようなことになるのではないかと思います。

最後になんですけれども、68ページの4の次世代に配慮した政策の展開、それから69ページの国民的合意というふうにございますが、先月施行されたこども基本法においては、国・自治体の施策において、児童、これ、ユースも、20代も入りますけれども、意見の表明する機会、参画する機会を確保することとあります。ですので、我々が考える次世代ではなく、彼らの考える次世代をちゃんとこういった施策の中に入れるべきではないかと思っております。したがって、単なる次世代への配慮ではなく、次世代の意見を取り入れ、参画してもらい、一緒に作るというような合意形成を図っていただくことが大変重要かと思っています。

以上でございます。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

民間投資という言葉、1回しか出てこないということで、そこにステークホルダーとして金融機関を意識する、投資の部分も含み込むということだと思えました。

ここは、この最後の部分、行政手法の在り方うんぬんだけではなくて、もしかすると、その前の部分も見た方がいい、目配りした方がいいんじゃないかなという御指摘だという

ような印象を持ちました。

あと、ちょっと飛びますけれども。それに関して、未来の農業の意味ということを考えていくべきだということと、それからステークホルダーの中に、実はお子さんも入っているということですかね。

○吉高委員 お子さんじゃなくて、20代。

○中嶋部会長 20代ですか、ユース。

○吉高委員 はい、こども基本法はユース。

○中嶋部会長 分かりました。失礼しました。

ちょっと今の、私の理解が乏しいからなんですが、これは食育に係る議論になりますか。

○吉高委員 いえ、全体的。

○中嶋部会長 全体的ですか、なるほど。分かりました。ちょっとこれは、どのように含み込むかというのは検討させていただきたいと思います。御指摘ありがとうございました。

それでは、清原委員、お願いいたします。

○清原委員 63ページを御覧ください。再び画面を共有させていただきます。

文章の表記に関することですが、63ページには、このように消費者の役割ですとか行動について、重要なことを記載していただいているんですが、少し惜しいのが、消費者が食料の生産や加工、流通という、今日の言葉でいうと、フードシステムの全体を理解できるようにするということがあまり明示できていないように思います。こういった基本的なことが理解されていないと、例えば下線を引いているような、食料安全保障に関するリスクですとか、持続的な方法で生産された農産物や食品に対する理解といったような、高度なリテラシーは獲得できないんじゃないかなというところが気になります。

それと、この文章、一度も句点が出てきませんので非常に読みにくいと思います。また、僭越ながら、こういうふうに直してみたらどうでしょうかというような案を作っておりますので、また事務局で検討いただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長 分かりました。文章が長いというのはそう思っていましたので、このあたりは修正をまずしていただければと思いますけれども。

○清原委員 お願いします。

○中嶋部会長 消費者の理解を深めるためには、ちょっとこの書きぶりでは不十分ではな

いかという御指摘でありましたので、頂いた文案も参考にさせていただきながら、事務局の方で検討していただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本当にいろいろな御指摘いただきまして、まだ十分にどういう方向にまとめるかというのは確認できておりませんが、まず、事務局の方で修文案を検討していただきたいと思います。その際に、必要に応じて、各委員に個別に御確認を取っていただきたいと思います。

次回が中間取りまとめの最終確認となりますので、御提案の文案についていろいろな皆様の御意見をどのように取りまとめるかという、反映の仕方に関しましては、一応、事務局と相談しながらでございますけれども、私に御一任いただければと思うんですが、よろしいでしょうか。（異議なし）

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

では、続きまして、今後の基本法検証部会の進め方につきまして、御説明させていただきます。

資料4を御覧ください。

昨年10月より、有識者ヒアリング、施策の検証を進めたところでございますが、次回、5月29日に本日の指摘事項などを修正したものを最終確認していただいた上で、中間取りまとめを決定したいというふうに考えております。

その後、7月以降、本中間取りまとめに関する国民の皆様からの御意見・御要望を募集するとともに、委員の皆様と地方の現場との意見交換会を行いたいと考えております。これらも踏まえ、最終答申の取りまとめに向かっていきたいというところでございます。

以上のような進め方でよろしゅうございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、このような形で進めさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

では、本日の議題はここまでといたしますがよろしいでしょうか。

では、最後に事務局から次回の御説明をお願いいたします。

○政策課長 では、次回の基本法検証部会は5月29日月曜日の13時半からを予定しております。議題は、本日御議論いただいた内容を踏まえた中間取りまとめについて、最終確認をいただきたいと考えております。また、詳細につきましては、調整がつき次第、連絡いたします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会を閉会といたします。  
どうもありがとうございました。

午後 3 時 4 2 分 閉会